

横浜市市民協働条例の施行状況の検討報告書
(素案)

平成 年 月

横浜市

目 次

I	はじめに	1
II	条例の施行状況の調査	
1	条例に基づく施策や市民協働の取組状況について	2
2	協働に携わる市民等の意見	12
	(1) 市民協働条例に関する検討ワーキングの設置・開催	
	(2) 市民等へのアンケート調査の実施	
	(3) 意見交換会（みんなの協働フォーラム）の開催	
	(4) 市民等の意見の主な内容	
3	協働事業に携わる区局担当課の意見	24
III	横浜市市民協働推進委員会の意見	25
IV	課題等の整理	26
V	3年間の施行状況の検討結果について	31
	(資料編)	32
1	市民等へのアンケート調査の実施結果	33
2	意見交換会（みんなの協働フォーラム）の開催記録	58
3	横浜市市民協働条例	97

I はじめに

1 趣旨

「横浜市市民協働条例」は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、自主的・自立的な市民社会の形成に資することを目的に、平成25年4月に施行されました。

条例の附則には、「この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。」とあるため、このたび、この附則にも基づき、条例施行から3年が経過した平成28年度において条例の施行状況の検討を行いました。


2 検討の内容と進め方

「市民協働の推進」という観点から、条例が適切に運用されているかについて検証を行いました。

具体的には、条例施行後3年間において、条例に基づく施策が着実に進められているか、制度等が適切に運用されているかなどについて、市民の皆様の御意見をお聴きしながら実績をとりまとめ、その上で、課題や改善すべき点、新たな施策の推進等について、市民協働推進委員会の御意見をいただきながら、この報告書にまとめました。

報告書に基づき、また常任委員会での御意見を踏まえて、平成29年度から必要な対応を行います。

3 検討のスケジュール

27年度	市民協働推進委員会において進め方について検討	
28年5月～	協働に携わる市民等から広く意見を聴取するためのワーキングを開催	
8月～10月	協働に携わる市民等へのアンケート調査 ホームページにおける意見募集 等	
10月10日	市民等との意見交換会「みんなの協働フォーラム」	
11月～2月	課題、新たな施策等の整理・検討 「条例の施行状況の検討報告書」の作成	
29年3月	常任委員会への報告	
29年度～	結果を踏まえた必要な対応を実施	

【参考】条例附則

(見直し)

- この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

II 条例の施行状況の調査

1 条例に基づく施策や市民協働の取組状況について

条例に基づく横浜市の各施策や市民協働の取組状況について、条例施行後3年間（平成25年度～27年度）の実績を報告します。

(1) 協働契約を締結した市民協働事業

条例第12条では、市民協働事業を行う場合は、協働契約を締結することが規定されています。協働契約は、市民等と横浜市が協働で事業を行う際に、協働の進め方の原則（目的共有、対等、相互理解、自主性自立性尊重、情報公開）をお互いに尊重する目的で締結するものです。

平成25年度に協働契約を締結した件数は、18件（11事業）、平成26年度は、47件（14事業）、平成27年度は、54件（17事業）となりました。

《平成25年度～27年度において協働契約を締結した市民協働事業一覧》

番号	事業概要	担当区局
1	にしく市民活動支援センター運営事業（西区地域づくり大学校含む）	西区
2	みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ管理運営業務	南区
3	保土ヶ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道にぎわいづくり事業	保土ヶ谷区
4	クラウド電話を活用した災害等情報伝達強化事業	金沢区
5	とつか区民活動センター運営事業	戸塚区
6	戸塚区地域施設連携促進事業	戸塚区
7	瀬谷区支えあい家族支援事業	瀬谷区
8	国際都市としての横浜の強み分析及びプロモーション映像制作事業	国際局
9	横浜市市民活動支援センター運営事業	市民局
10	横浜市市民活動支援センター自主事業	市民局
11	市民活動支援・相談窓口事業	市民局
12	市民活動コーディネート講座	市民局
13	協働の「地域づくり大学校」事業	市民局 (実施区)
14	消費者団体等協働促進事業	経済局
15	地域子育て支援拠点事業	こども青少年局 (各区)
16	よこはまウォーキングポイント事業	健康福祉局
17	ヨコハマ市民まち普請事業	都市整備局

【参考】協働契約とは（条例第12条）

第12条 市は、第9条第1項の選定（市民協働事業の相手方となる市民等の選定）又は第10条第2項の決定（市民等の提案による市民協働事業の採用の決定）により市民協働事業を行う場合は、規則で定める軽易なものを除き、当該市民協働事業を行う市民等と市民協働事業に関する契約（以下「協働契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の協働契約には、事業目的、事業の進め方並びに役割、費用及び責任の分担その他規則で定める事項を定めるものとする。

(2) 市民等からの市民協働事業の提案

条例第 10 条では、市民等から横浜市に対し、市民協働事業を提案できることが規定されています。この提案により市民等の先駆的で柔軟な発想による地域の実情に応じた地域の課題解決や、魅力づくりなどを期待しています。

平成 25 年度において、市民等から本市に対して提案があり実施した事業は、1 件（1 事業）、平成 26 年度および平成 27 年度は 2 件（2 事業）でした。

《平成 25 年度～27 年度において市民等から市民協働事業の提案があり実施した事業》

① 保土ヶ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道にぎわいづくり事業

【実施年度】

平成25～27年度

【提案者】

ほどがや 人・まち・文化振興会

【事業内容】

旧東海道保土ヶ谷宿をはじめとした保土ヶ谷の歴史や、地域の魅力のPRを目的として、保土ヶ谷産の旬の野菜を使用した「ほどがや弁当」の企画・販売、保土ヶ谷で積み重ねられてきた歴史・生活文化・なりわいのわざを展示・紹介する「まちかど博物館」を巡るスタンプラリー、小学生に保土ヶ谷の歴史やまちの魅力を伝え将来のまちづくりの担い手の発掘・育成を行う「ほどがやまちゼミ」を実施しました。

② クラウド電話を活用した災害等情報伝達強化事業

【実施年度】

平成26～27年度

【提案者】

株式会社137

【事業内容】

平成 26 年度、区内公立保育園や自治会町内会長を対象に試験導入した「クラウド電話を活用した緊急時情報システム（音声通話回線を利用した一斉情報受伝達）」を、平成 27 年度から本格運用し、①土砂災害警報情報発表に伴う避難勧告発令②チリ沖地震に伴う津波への事前注意喚起（いずれも平成 27 年 9 月）において、本システムにより自治会町内会長へ迅速な情報の受伝達を行いました。

(3) 各区局における協働事業

条例第 12 条に基づく協働契約による市民協働事業や、条例第 10 条に基づく市民等からの提案による市民協働事業のほかに、本市では市民等と協働の 6 原則に則って、多くの協働事業に取り組みました。

《平成 25 年度～27 年度において各区局で実施した協働事業》

	25 年度	26 年度	27 年度
区	82	88	101
局	66	65	82
合計	148	153	183

【参考】平成 27 年度における分野別の協働事業

分野		事業数		
		区	局	合計
1	市民活動・地域活動に関する事業	52	11	63
2	環境の保全に関する事業	10	15	25
3	保健・医療・福祉に関する事業	12	10	22
4	まちづくりの推進に関する事業	9	11	20
5	子ども・青少年の健全育成に関する事業	4	10	14
6	文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業	7	12	19
7	人権・男女共同参画に関する事業	0	3	3
8	防災・災害救援活動に関する事業	2	3	5
9	職業能力の開発・雇用機会の拡充に関する事業	0	3	3
10	経済活動の活性化・消費生活に関する事業	3	3	6
11	防犯・地域安全活動に関する事業	1	0	1
12	その他調査・研究等	1	1	2
合 計		101	82	183

【参考】協働の 6 原則

- ① 対等の原則（市民と行政、双方が自立した存在で協働を進めること）
- ② 自主性尊重の原則（市民活動が自主的に行われることを尊重すること）
- ③ 自立化の原則（市民活動が自立化する方向で協働をすすめること）
- ④ 相互理解の原則（市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと）
- ⑤ 目的共有の原則（協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること）
- ⑥ 公開の原則（市民活動と行政の関係が公開されていること）

横浜コード「横浜市における市民活動と協働に関する基本方針」（平成 11 年 3 月横浜市市民活動推進検討委員会報告書において提唱）

(4) 中間支援組織の育成

条例第2条第5項には中間支援組織の定義が、条例第16条には中間支援組織の育成についてが規定されています。

市民協働を円滑に推進するには、市民協働を行う市民等に情報提供や各種相談、コーディネート等を行う中間支援組織の力が必要であるため、本市ではこのような組織のコーディネート能力向上や機能充実のための支援として、次の事業を実施しました。

ア 地域施設間の連携促進

各区市民活動支援センターがとりまとめとなり、地域施設が連携し、それぞれが持つ人材や地域課題などの情報を共有することにより、それぞれの施設の中間支援機能の向上や、職員のコーディネート能力の向上を図るものです。

平成26年度においては、2区（青葉区、都筑区）で、平成27年度は7区（神奈川区、南区、磯子区、青葉区、都筑区、戸塚区）で実施し、会議をきっかけとして施設間の顔の見える関係づくりや情報交換が進みました。

イ 各区市民活動支援センターネットワーク事業

18区の地域振興課の担当職員・各区市民活動支援センター職員が、区を越えた情報共有を行う会議を開催し、中間支援組織としての機能強化を図るものです。

平成25年度においては、2回（48名参加）、平成26年度は、4回（125名）、平成27年度は6回（135名）会議を開催し、各区市民活動支援センターにきた相談者のニーズに的確に応えるためのコーディネート能力や手法を学び合いました。

ウ 中間支援組織機能強化事業

市内のコミュニティカフェが中間支援の役割を果たす意義や支援機能充実のための必要な要素、持つべき力量等を整理し、その現状や課題・ニーズを確かめ、コミュニティカフェが中間支援組織として力をつけるための支援を行いました。

平成27年度は、カフェ訪問調査（6か所）、先進事例研究（5回）、カフェ支援会議（2か所：計7回）、公開フォーラム（1回）を実施しました。

エ 市民活動支援・相談窓口事業

市内の認定・指定NPO法人がそれぞれの専門分野や、これまでに培った活動のノウハウなどを活かして相談窓口を設置したり、NPO法人設立講座や説明会等の場において出張相談窓口を設置しました。

平成25年度においては、6件、平成26年度は29件、平成27年度は70件の相談を受け付け、これから市民活動を始めたいと考えている方やNPO法人等を対象にアドバイスを行いました。

オ 市民活動コーディネート講座

横浜市立大学地域貢献センターと協働で企画し、市民活動のコーディネートに興味のある市民や、中間支援組織に従事している方、市職員などを対象とした講座を開催しました。

平成25年度は、全4回（延べ121名参加）、平成26年度は全5回（延べ148名参加）、平成27年度は全4回（延べ112名参加）開催し、コーディネートの仕方やアプローチ方法について学びました。

【参考】中間支援組織について（条例第16条）

第16条 市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。

2 市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。

(5) 横浜市市民活動推進基金（よこはま夢ファンド）

横浜市市民活動推進基金は、市民公益活動を財政的に支援することを目的に、市が条例第6条に基づき設置している基金です。

市民活動団体の公益的活動に賛同する市民や企業等から寄附を積み立て、登録したNPO法人に対する助成金の交付や、市民活動団体への運営支援のための講座を実施し、市内で活動する市民活動団体への支援を行いました。

また、平成27年度からは、よこはま夢ファンド登録団体の組織基盤の安定や強化を図ることにより、活動の活性化につなげることをねらいとした「よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金」を創設しました。

《寄附の状況》

	25年度	26年度	27年度
件数	156件	177件	183件
寄附金額	23,544,289円	23,568,189円	28,875,868円

《よこはま夢ファンド登録団体助成金交付状況》

	25年度	26年度	27年度
助成件数	28件（事業）	27件（事業）	43件（事業）
助成金額	14,434,050円	22,633,132円	16,997,989円

《よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金交付状況》

	27年度
助成件数	5団体 (1団体300,000円)
助成金額	1,500,000円

【参考】横浜市市民活動推進基金について（条例第6条）

第6条 市民公益活動を財政的に支援するために、市に横浜市市民活動推進基金（以下、「基金」という。）を設置する。

2 市が基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

5 基金は、その設置の目的を達成するために必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(6) 横浜市市民協働推進委員会

横浜市市民協働推進委員会は、条例第 17 条に基づき、市長の附属機関として、市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため設置され、委員は、学識経験者と市民活動実践者の 8 名で構成されています。

よこはま夢ファンド団体登録及び助成金交付審査や、特定非営利活動法人の条例指定など、市民協働に関する様々な事項について審議を行いました。

《平成 25 年度～27 年度の主な審議事項》

年度	開催日	主な審議事項
平成 25 年度	6 月 11 日、9 月 20 日、 11 月 25 日、3 月 17 日	横浜市市民活動推進ファンド（よこはま夢ファンド）の寄附の新たな活用方法の検討
平成 26 年度	6 月 9 日、9 月 19 日、 12 月 12 日、3 月 9 日	協働を進める際の「公共的又は公益的な活動及び事業の考え方等の整理について（答申）
平成 27 年度	6 月 16 日、9 月 15 日、 12 月 2 日、3 月 24 日	①市民協働推進委員会答申「協働を進める際の「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方」を受けた具体的取組の検討 ②横浜市市民協働条例 3 年ごとの施行状況の検討の進め方

《横浜市市民協働推進委員会委員》

氏 名	所 属 等
小濱 哲(委員長)	元 横浜商科大学貿易・観光学科教授
酒井 正樹	社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会地域活動部長
時任 和子	特定非営利活動法人 夢・コミュニティ・ネットワーク理事長
中島 智人	産業能率大学経営学部准教授
治田 友香	関内イノベーションイニシアティブ株式会社代表取締役
松岡 美子	特定非営利活動法人 グリーンママ理事長
松村 正治	恵泉女学園大学人間社会学部准教授 特定非営利活動法人 よこはま里山研究所NORA理事長
三輪 律江	横浜市立大学大学院国際総合科学群准教授

平成 28 年 3 月 31 日時点

【参考】横浜市市民協働推進委員会について（条例第 17 条）

- 第17条 市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民協働推進委員会（以下「市民協働推進委員会」という。）を置く。
- 市民協働推進委員会は、市民協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。
 - 市民協働推進委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(7) その他、協働を推進するための取組

ア 市民の皆様への「協働」に関する周知

(7) 市民利用施設への「Let's協働入門」や「条例周知チラシ」の配架

市民局市民協働推進部と認定NPO法人市民セクターよこはま（横浜市市民活動支援センターの運営団体）が協働で作成したハンドブック「Let's協働入門」や、「横浜市市民協働条例」の内容について紹介するチラシを市民利用施設等で配架し、協働や条例に関する周知を図りました。

(4) 「つながりのまちづくりフォーラム」の開催

課題解決に取り組む自治会町内会や市民活動団体、地域貢献に関心のある企業や大学が集まり、これからの「まちづくり」や「協働」をさらに実りのあるものに進化させる「考え方」や「手法」などを話し合うフォーラムを開催しました。

平成25年度においては、194名、平成26年度は190名、平成27年度は266名が参加し、活動やつながりのヒントを得る機会としました。

イ 市職員への「協働」に関する周知・研修等

(7) 横浜市人材育成ビジョンの改訂

市職員として、複雑化・多様化する行政課題に的確にこたえるために、市民との協働により課題解決していく視点が重要となることから、平成26年3月に改訂した横浜市人材育成ビジョンにおいて、これからの行政課題への対応に向けて、市民との協働に取り組む姿勢を明確にしました。

【参考】横浜市人材育成ビジョン（平成26年3月改訂）該当部分抜粋

【求められる職員像】

～ヨコハマを愛し、市民に信頼され、自ら考え行動する職員～

《市民に信頼され》

・サービスを遵守し、誠実・公正に行動する

・市民の皆様とともに協働に取り組む姿勢を通じ、共感とゆるぎない信頼関係を築く

・業務知識と実務能力を備え、自信を持って行政サービスの提供に努める

(イ) 協働研修の開催

経営責任職から職員まで幅広い階層を対象に協働研修を開催しました。

平成 26 年度は、横浜市人材育成ビジョンの改訂を受け、職員の昇任時の研修に協働のプログラムを加え、協働の重要性を学び、広く協働マインドの醸成を図りました。

《研修内容》

番号	研修名	目的・内容	25年度	26年度	27年度
①	区役所経営責任職向け地域支援研修	区役所全体で連携して地域支援に取り組むことの重要性や連携のポイント等を考える。	113名	89名	108名
②	新任責任職（課長・課長補佐・係長・専任職）研修	採用・昇任等の機会において「協働」の有効性や取り組む際のポイント等を学ぶ。	—	530名	618名
③	職員Ⅱ・Ⅲ昇任時実務研修		—	845名	861名
④	新採用職員研修		—	512名	779名
⑤	協働入門研修・協働実践研修	協働を進める上で押さえるべきポイントや手法を学ぶ。また、実際の協働事業の事例等から、ノウハウや協働のコツを学ぶ。	51名	151名	169名

(ウ) 「Let's 協働入門」の配布

新採用や昇任時、研修等の様々な機会に「Let's 協働入門」を配布しました。

ウ 協働を進める際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方

（平成 27 年 3 月 30 日市民協働推進委員会答申）を受けた取組の実施

本市では、行政と企業や共益又は互助のために活動する団体が協働で行う事業のうち、営利目的が含まれる事業や、共益的な事業と公益的な事業の区分が難しい事業について、何をもって公共的又は公益的な活動となるかを検討する必要があることから、平成 26 年 3 月 17 日付でその考え方等の整理について、市民協働推進委員会に諮問を行い、平成 27 年 3 月 30 日に答申の提出を受けました。

平成 27 年度は、答申を受け次の取組を行いました。

(7) 『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方に関する横浜市市民協働推進委員会への意見聴取事務取扱要綱の制定

区局において市民協働で行われている事業で、「公共的又は公益的な活動及び事業」であるか否か等について疑義が生じた場合に、市民協働推進委員会の意見を聴取するための手続きを定めた要綱を制定しました。

(イ) 答申内容や協働のポイントについてのリーフレット作成

職員向けに答申の内容や様々な主体とよりよい協働を進める際のポイントをまとめたリーフレットを作成しました。

エ 関連の施策

(ア) 元気な地域づくり推進事業

身近な地域において、自治会町内会や地区社協など様々な団体や人々、NPO法人、企業と区役所等が連携して、主体的・継続的に地域の魅力づくりや地域課題の解決に取り組む「協働による地域づくり」を進めていくため、区役所とともに地域活動の「組織づくり」や「人材づくり」などの取組を支援しました。

・地域運営補助金

自治会町内会を含む様々な団体が連携して課題に取り組む事業に対して、補助金を交付しました。

《地域運営補助金活用地区数》

	25年度	26年度	27年度
活動が継続している地区数	139	176	181
補助金交付地区数	115	133	130
補助金交付終了地区数	24	43	51

・元気な地域づくり推進事業補助金

地域の課題を解決しようとする意志のある団体が、地域の課題解決の取組に必要なとなる講座運営や講師派遣等に要する経費を補助金として交付しました。

《元気な地域づくり推進事業補助金活用団体数》

	25年度	26年度	27年度
団体数	184	153	130

(イ) 協働の「地域づくり大学校」事業

地域活動する区民と区役所職員が、まち歩きやグループワーク・他区の先行事例研究等を通じて共に学び合い「協働の地域づくり」を推進する上での課題解決の手法や、地域の担い手となる人材の発掘等を行う場として、地域・区役所・中間支援組織（NPO法人等）が協働して企画・運営する大学校を開催しました。

《協働の「地域づくり大学校」事業実施区数》

	26年度	27年度
実施区数	9区	12区

(ウ) 区の地域支援体制

区役所が、地域に寄り添い地域と課題を共有するとともに、部署ごとの縦割りによる事業展開ではなく、一丸となって地域と共に課題解決に取り組めるよう、平成25年度までに、全区で「地区担当制」や「地域（地区別）支援チーム」による「地域と向き合う体制」を導入しました。

II 条例の施行状況の調査

2 協働に携わる市民等の意見

条例の施行状況の検討に際し、市民等から意見聴取した内容を報告します。

(1) 市民協働条例に関する検討ワーキングの設置・開催

市民等から広く意見を聴取するための「横浜市市民協働条例に関する検討ワーキング（以下、「ワーキング」という。）」を設置・開催しました。

ア ワーキングでの意見聴取事項

- ① 条例の施行状況の検討に際し、必要な視点や現状の課題に関すること。
- ② 条例の施行状況に関する市民等へのアンケートの実施に関すること。
- ③ 条例の施行状況に関する意見交換会（市民協働フォーラム）の実施に関すること。
- ④ その他、条例の施行状況の検討に際し、市民等の意見聴取に必要なこと。

イ ワーキングメンバー

氏名	所属等
伊藤 真知子	NPO法人いこいの家夢みん
内海 宏	NPO法人横浜プランナーズネットワーク／新しい協働を考える会
永岡 鉄平	NPO法人フェアスタートサポート 代表理事
中嶋 伴子	NPO法人くみんネットワークとつか
中島 智人	産業能率大学経営学部 准教授
原 美紀	NPO法人びーのびーの／新しい協働を考える会
治田 友香	関内イノベーションイニシアティブ株式会社 代表取締役
松岡 美子	NPO法人グリーンママ 理事長
松村 正治	恵泉女学園大学人間社会学部 准教授 NPO法人よこはま里山研究所 NORA 理事長
三輪 律江	横浜市立大学学術院国際総合科学群 准教授
山根 誠	松見2丁目西部町内会 会長

ウ 開催内容

8回開催（平成28年5月2日、6月3日、6月14日、7月1日、7月26日、9月27日、11月7日、12月5日）し、条例の施行状況に際して必要な視点、今後に向けた課題の整理・検討等についての意見を聴取しました。

なお、市民等へのアンケート調査および意見交換会（市民協働フォーラム）の内容については、ワーキングでの意見をもとに企画を進め、実施しました。

(2) 市民等へのアンケート調査の実施

条例の趣旨である「協働型社会の形成」に向けて、条例に基づく制度の状況や、協働を進めるための環境づくり等を調査する目的で2種類のアンケート調査を実施しました。

ア アンケート1

調査対象	① 自治会町内会 (2,877 団体) ② NPO法人 (1,447 団体) ③ 企業 (横浜型地域貢献企業 373 社など) ④ 市民 (個人)
主な調査項目	① 協働に対する考え ② 協働の取組の事例 ③ 今後協働が進むための環境などについて
調査方法	郵送等により対象者にアンケートを送付、または区民利用施設等に配架しました。 アンケート回答用紙は、意見交換会(みんなの協働フォーラム)チラシと一体型で作成し、回答は、FAX、郵送、WEBで受け付けました。
調査期間	平成 28 年 8 月～10 月
回答状況	358 (内訳) 自治会町内会：197、 NPO法人：63、 企業：82、 市民(個人)：16

イ アンケート2

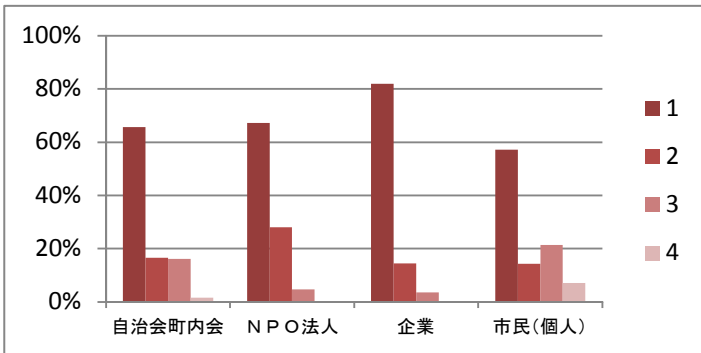
調査対象	横浜市各区局と「協働契約書」や「協働に関する協定書等」を締結して、協働事業を実施した団体 (135 団体)
主な調査項目	① 協働契約の運用状況 ② 事業評価の運用状況 ③ 協働契約の制度や評価の仕組みをよりよくするために必要なことなどについて
調査方法	郵送により対象者にアンケートを送付しました。 回答は、郵送、WEBで受け付けました。
調査期間	平成 28 年 8 月～9 月
回答状況	58 (回答率 42.9%)

《アンケート1結果》

① 地域の様々な人や団体、企業、区役所・市役所などと知恵や力を出し合い、一緒に活動を行うことについて、どのように考えていますか。

選択肢

1. 重要であり、すでに取り組んでいる。
2. 重要であり、今後取り組みたい。
3. 重要であるが、取組むことが難しい。
4. 必要性、メリットを感じない。

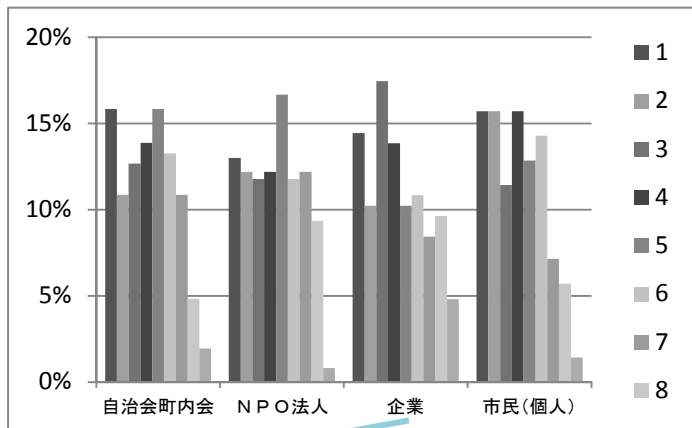


	自治会町内会		NPO法人		企業		市民(個人)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	126	65.6%	43	67.2%	68	81.9%	8	57.1%
2	32	16.7%	18	28.1%	12	14.5%	2	14.3%
3	31	16.1%	3	4.7%	3	3.6%	3	21.4%
4	3	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.1%

② 様々な団体同士と一緒に活動していくためには、どんなことが必要だと思いますか。(複数回答可)

選択肢

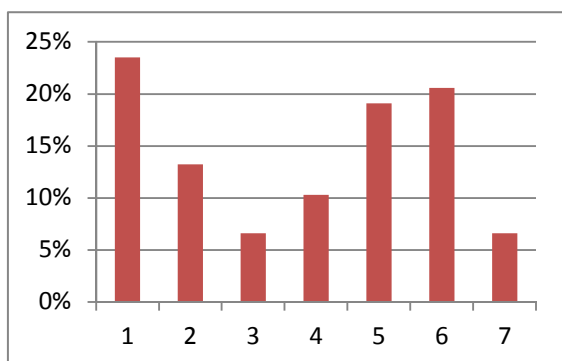
1. 相談できる人や場や機関があること
2. 助成金などの情報が得られること
3. 地域の課題に関する行政等の情報が得られること
4. 地域で活動している団体の情報が得られること
5. 地域の団体同士が情報交換や交流できる機会があること
6. 団体や様々な主体をつなげる人や場や機関があること
7. 地域の課題やその展望などを議論できる機会があること
8. 社会への働きかけや政策や制度等に関する対話の機会があること
9. その他



	自治会町内会		NPO法人		企業		市民(個人)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1	105	15.8%	32	13.0%	24	14.5%	11	15.7%
2	72	10.9%	30	12.2%	17	10.2%	11	15.7%
3	84	12.7%	29	11.8%	29	17.5%	8	11.4%
4	92	13.9%	30	12.2%	23	13.9%	11	15.7%
5	105	15.8%	41	16.7%	17	10.2%	9	12.9%
6	88	13.3%	29	11.8%	18	10.8%	10	14.3%
7	72	10.9%	30	12.2%	14	8.4%	5	7.1%
8	32	4.8%	23	9.3%	16	9.6%	4	5.7%
9	13	2.0%	2	0.8%	8	4.8%	1	1.4%

【企業のための調査項目】

地域や区役所・市役所などと一緒に活動していくうえで、課題となっていることはどんなことですか。(複数回答可)

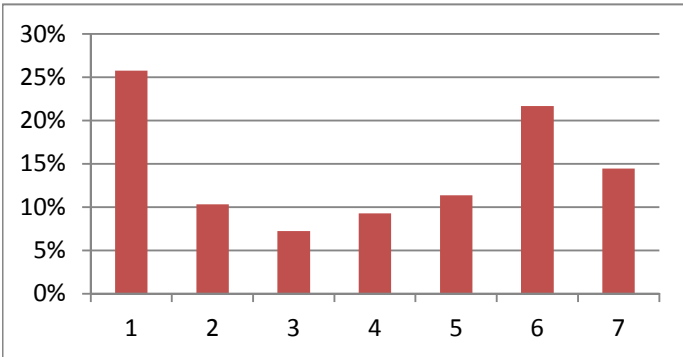


回答肢	企業	
	回答数	割合
1	32	23.5%
2	18	13.2%
3	9	6.6%
4	14	10.3%
5	26	19.1%
6	28	20.6%
7	9	6.6%

※ その他、自由記載欄の内容等については、資料集をご参照ください。

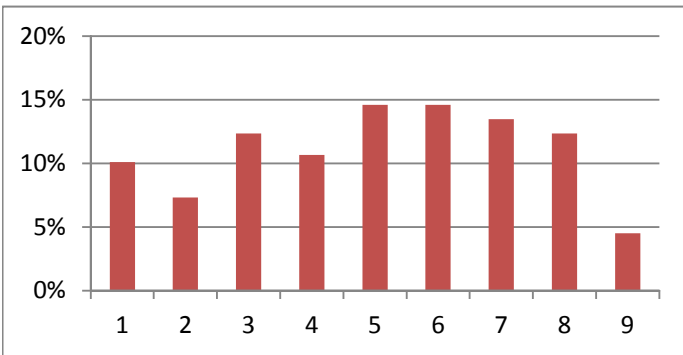
《アンケート2結果》

① 様々な団体同士が協働をすすめていくうえで、何が問題や課題となっていると感じていますか。



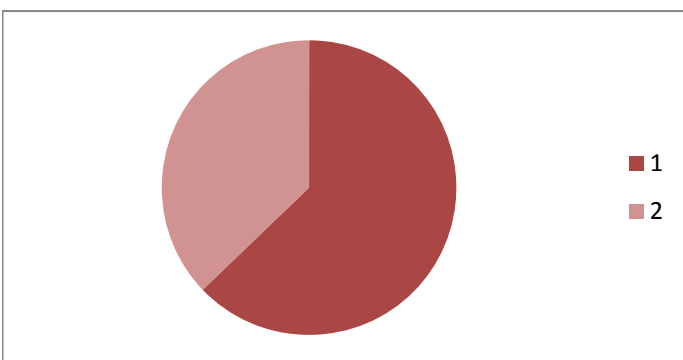
選択肢		回答数	割合
1	地域の課題を一緒に考える仕組みがない	25	25.8%
2	協働や連携の仕方が分からない	10	10.3%
3	協働する相手が見つけられない	7	7.2%
4	どこに協働の提案をしてよいか分からない	9	9.3%
5	自治会町内会活動やボランティア活動、NPO等市民活動がきちんと評価されていない	11	11.3%
6	現在の事業で手いっぱい、新たな活動に取り組む人的・時間的・財政的余裕がない	21	21.6%
7	その他	14	14.4%

② ①でご回答いただいた問題や課題を今後解決していくために必要なことは何ですか。



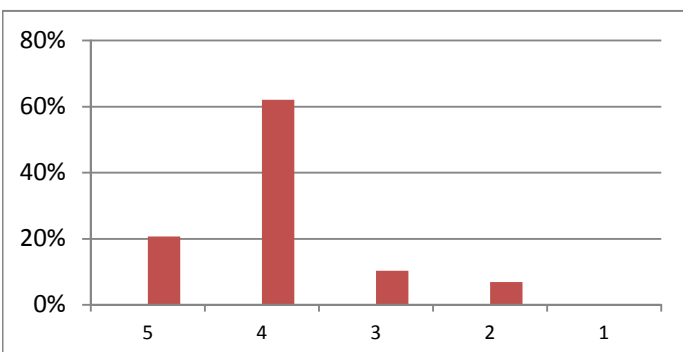
選択肢		回答数	割合
1	相談できる人や場や機関があること	18	10.1%
2	助成金などの情報が得られること	13	7.3%
3	地域の課題に関する行政等の情報が得られること	22	12.4%
4	地域で活動している団体の情報が得られること	19	10.7%
5	地域の団体同士が情報交換や交流できる機会があること	26	14.6%
6	団体や様々な主体をつなげる人や場や機関があること	26	14.6%
7	地域の課題やその展望などを議論できる機会があること	24	13.5%
8	社会への働きかけや政策や制度等に関する対話の機会があること	22	12.4%
9	その他	8	4.5%

③ 横浜市市民協働条例第2条では、中間支援組織について規定されています。あなたの団体の中間支援組織との関わりについて教えてください。



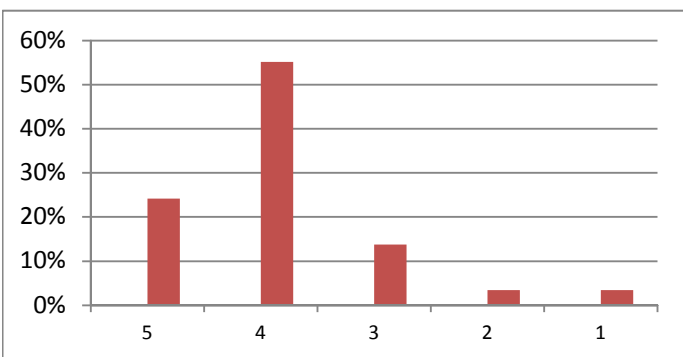
選択肢		回答数	割合
1	支援を受けたり、相談したことがある	29	59.2%
2	これまで関わったことがない	20	40.8%

④ 協働契約を締結することで、その協働事業において条例第8条の「市民協働事業の基本原則」が実現できましたか。



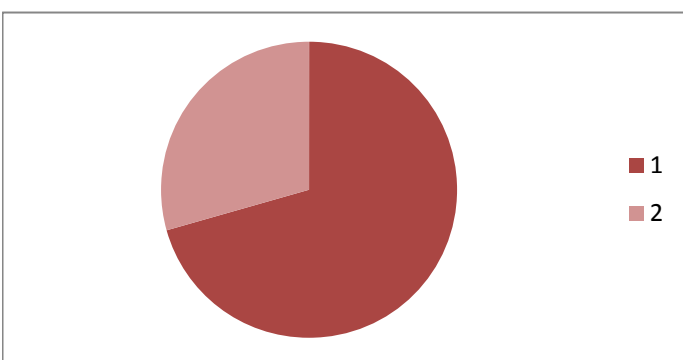
選択肢		回答数	割合
5	とてもできた	6	20.7%
4	まあまあできた	18	62.1%
3	どちらともいえない	3	10.3%
2	あまりできなかった	2	6.9%
1	全くできなかった	0	0.0%

⑤ 事業終了後の評価はその後の事業に活かされたと思いますか。



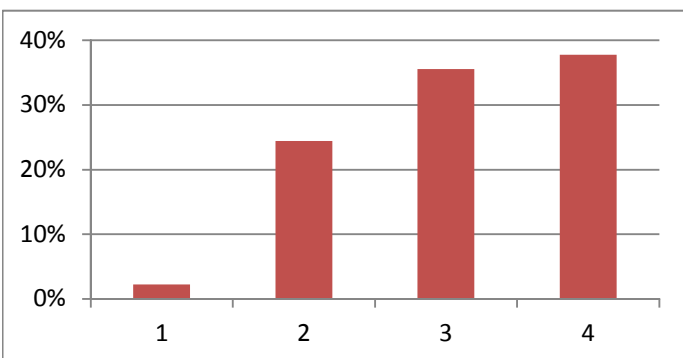
選択肢		回答数	割合
5	とても活かされた	7	24.1%
4	まあまあ活かされた	16	55.2%
3	どちらともいえない	4	13.8%
2	あまり活かされなかった	1	3.4%
1	全く活かされなかった	1	3.4%

⑥ 横浜市市民協働条例第10条では、市民協働事業の提案（市民発意で市に対し、市民協働事業を提案すること）が規定されています。この制度について教えてください。



【制度について】

選択肢		回答数	割合
1	知っている	36	70.6%
2	知らない	15	29.4%



【制度の活用について】

選択肢		回答数	割合
1	すでに活用している	1	2.2%
2	今後活用したい	11	24.4%
3	活用が難しいと思う	16	35.6%
4	活用したいと思わない	17	37.8%

※ その他、自由記載欄の内容等については、資料集をご参照ください。

(3) 意見交換会（みんなの協働フォーラム）の開催

条例が施行されてからの3年間での変化や成果などを振り返り、改めて市民活動や協働、条例についての意見交換を行い、今後の「市民協働」のあり方や横浜らしい「協働」の姿を模索することを目的に意見交換会（みんなの協働フォーラム）を開催しました。

ア 日時

平成28年10月10日（月・祝）12:30～17:00（開場 12:00）

イ 会場

横浜情報文化センター6階

ウ 主催

みんなの協働フォーラム実行委員会、横浜市市民活動支援センター、横浜市

エ 参加者数

181名

オ プログラム

時間	内容	
12:30～13:20 (50分)	全体会 1	「協働に進化の兆しアリ」
		休憩（15分）
13:35～15:35 (120分)	分科会	①「市民からの提案、その先の未来」
		②「地域の中の「私」「共」「公共」」
		③「ここが肝?! 条例&契約再考」
		休憩（15分）
15:50～17:00 (70分)	全体会 2	「協働 Next ステージへ」

カ 内容

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">全体会 1</p>	<p>横浜市には、地域の特性に応じて、市民の知恵により多様な協働が行われ、「協働の風土」が培われてきました。それらが生まれた背景や最新事例を共有し、協働の進化の兆しを捉えました。</p> <p>(コーディネーター)</p> <p>内海宏さん (NPO法人横浜プランナーズネットワーク)</p> <p>中島智人さん (産業能率大学経営学部准教授)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">分科会 1</p>	<p>提案制度を有効活用し実現していくためのプロセスや必要な支援などについて考えました。</p> <p>(事例紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働条例の市民提案事業第1号：近藤博昭さん、兼弘彰さん (ほどがや人・まち・文化振興会)、田並静さん (元保土ヶ谷区区政推進課担当係長) ・公民連携による課題解決型公募モデル事業：石塚淳さん (三菱地所レジデンス株式会社横浜事業部) ・ヨコハマ市民まち普請事業の挑戦者たち：前田未来さん、小笠原弘さん (街の家族)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">分科会 2</p>	<p>地域の課題解決や魅力づくりに取り組んでいる事例や参加型ワークを通じて、協働による地域づくりなどについて考えました。</p> <p>(事例紹介)</p> <p>栗林知絵子さん (NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長)</p> <p>根岸正夫さん (戸塚見知楽会代表/とつか宿場まつり実行委員会委員長)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">分科会 3</p>	<p>協働契約や評価の際に必要な視点、契約のあるべき姿や可能性などについて考えました。</p> <p>(事例紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とつか区民活動センター：田辺由美子さん (とつか区民活動センターセンター長)、安藤晋也さん (戸塚区地域振興課) ・18区の地域子育て支援拠点：横田美和子さん (南区子育て支援拠点はぐはぐの樹施設長)、豊倉麗子さん (こども青少年局子育て支援課担当係長)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">全体会 2</p>	<p>各分科会からの報告を踏まえ、今後の協働をさらなる進化に“つなげる”ために欠かせない、「環境づくり」などについて考えました。</p> <p>(コーディネーター)</p> <p>松村正治さん (恵泉女学園大学人間社会学部准教授、NPO法人よこはま里山研究所NORA理事長)</p> <p>(登壇者)</p> <p>山根誠さん (松見2丁目西部町内会会長)</p> <p>石塚淳さん (三菱地所レジデンス株式会社横浜事業部)</p> <p>治田友香さん (関内イノベーションイニシアティブ株式会社)</p> <p>原美紀さん (NPO法人びーのびーの)</p> <p>吉原明香さん (認定NPO法人市民セクターよこはま事務局長)</p>

(4) 市民等の意見の主な内容

ワーキング、市民等へのアンケート調査、意見交換会（みんなの協働フォーラム）における市民等の意見の主な内容は次のとおりです。

ア 市民協働事業の提案制度（条例第10条）について

- **市民が今以上に積極的に気軽に、事業提案ができる環境がほしい**
 - ・ 市民主体の課題解決が大事であり、市民発の協働提案事業が増えていくことで、市民に協働が広がる。市民が今以上に積極的に気軽に、事業提案ができる環境がほしい。
- **窓口が分かりにくい**
 - ・ 取り組みたいことがあっても、どこに相談すればいいのか、誰とつながれば提案できるのか等、支援の窓口が分かりにくい。
- **どう提案したらよいか分かりにくい**
 - ・ どう提案したらよいか、入口が分かりにくくチャレンジできない。制度のねらいや焦点を定めることも必要。
 - ・ 先駆的な社会課題の解決を、重点テーマとすることによって、制度が活き、提案が活性化するのではないか。
- **市職員・専門家などの伴走支援が必要 協働力のある職員の育成が重要**
 - ・ 協働提案事業では、市職員や専門家（コーディネーター等）の伴走支援が大切な役割を果たしている。伴走支援のしくみが必要。協働力のある職員の育成が重要。
- **提案制度を広げていくためには、市民が協働を学び課題解決力をつける支援が必要**
 - ・ 市民の思いや発想を、協働事業として公共的な取組にするためには、課題の調査や、地域の幅広い合意形成、様々な市民の参加や団体との連携、行政関係部署との対話などのプロセスが必要。このプロセスを市民が経験し、学ぶための支援を提案制度のしくみに取り入れてほしい。
 - ・ 地域が主体的になっていくことも重要で、提案にチャレンジすることで、市民の主体性や協働による課題解決力を育てる支援を入れてほしい。
- **企業も参加しやすい、しくみづくりを**
 - ・ 地域の課題が分かれば企業も参加しやすい。
 - ・ 企業活動と連携ができれば、地域の課題解決に知恵を絞ることができる。
 - ・ 企業が提案した時に、行政の関係各部署が集まって、ともに対話をする場が設けられると、地域課題の解決に企業が参加しやすくなるのではないか。
- **地域の課題を話し合う場が必要**
 - ・ 各区内で様々な団体が、地域の課題を共有し話し合うような場、そこが協働事業の提案につながるような仕組みがないと提案事業は増えていかないのではないか。

イ 協働契約（条例第 12 条）、事業評価（第 15 条）について

- **協働契約や事業評価を介して、市民と行政のコミュニケーションが進み、より良い事業実施につながった**
 - ・協働契約のしくみができたことにより、目的・役割分担・事業内容について、市民と行政がよく話し合っただけで進めることができ、お互いの強みを活かして事業を進めることができた。
 - ・単なる委託事業よりも、市や区と一緒に事業の内容を検討しながら、進めていくことができていると感じる。
 - ・相互に評価を行うことにより、互いの足りないアプローチを明確にすることができ、次年度の改善につながっている。
- **協働事業や協働契約についての市担当者の理解にバラつきがある**
 - ・市職員は異動が多いため、事業の理解が進みともに考えられるようになった頃、担当者が代わってしまうことが多く残念。
 - ・職員の異動により、事業に対しての方向性が変わることがあり、やりづらさを感じる。
 - ・行政の担当者の協働事業、契約への理解にバラつきがあり、その都度対応が変わる。行政と市民と一緒に学び合っていく必要を感じる。
- **事例を積み重ねることにより「協働契約」の内容を拡充していくことが重要**
 - ・協働事業は多様なので、各々の協働事業ごとに、市民・行政が議論し、双方が知恵を出し合っただけで、契約内容を前進させていくことが重要。横浜らしい協働契約をめざすべき。
- **協働契約を締結するときのサポートが欲しい**
 - ・契約書の言葉がわかりにくい時に、誰に相談したら良いのかわからない。
 - ・契約締結の場面において、市民が行政と契約条項について交渉することは大変なことなので、法的な面でアドバイスをしてくれる存在が必要。
 - ・条例で理念は示されたが、具体的な実務は所管課に任されている。法律や会計に明るい職員ばかりではないため、契約内容、地方自治法、公会計上との関係など、市民局が分かりやすく整理してほしい。
 - ・協働で何か事業を始めたいと思った時に、おさえるべきポイントや注意点、事例などがあるとわかりやすい。
- **事業の評価においては、協働事業の「成果」を市民に分かりやすく示すことが重要**
 - ・現在の事業評価のしくみは、「協働が上手くできたか」に重点が置かれている。今後は、市民の信頼性の確保や適正な事業執行のため、協働事業が市民の皆さんに対し、どんな「成果」を出したかを分かりやすく発信することが重要。その場合、成果を明確にするプロセスにおいても市民と行政との話し合いが重要。

ウ 中間支援組織（条例第 12 条 5 項）（第 16 条）について

- 「つなげる役割」を区役所や区民活動支援センターに期待
 - ・ 地域の課題の一番の相談窓口は区役所。そこから、地域の様々な団体とつながり連携したい。
 - ・ 行政は様々な目的をもって活動している団体を積極的につなげてほしい。
 - ・ 区民活動支援センターが、人や団体など地域資源の情報や、連携のノウハウを蓄積し、協働の相談窓口となることに期待している。

- 縦割り、組織文化の違いが対話を阻んでいる。それを繋げる中間支援が必要
 - ・ 行政の部局による縦割り、活動団体のテーマによる縦割り、自治会町内会とNPO等組織文化の違いなどにより、課題の認識が異なり、対話・連携が難しい場合がある。力を合わせなければ、解決しない課題が多く、異なる文化の団体を中間支援がどうつなげるかが重要。

- 具体的な困りごとの解決のためにつながる協働の場、必要な時につなげてくれる人やしくみが必要
 - ・ 市民活動団体や自治会町内会が、それぞれの活動の現場で感じている課題を、地域に共通の課題として取り出し、関係者をつなげてくれる人やしくみが重要。
 - ・ 具体的な困りごとの解決のために、目的に向けて、「話し合う場」「力を合わせる場」につながる「協働の場」が重要。

- 中間支援の機能を担うのは「組織」ばかりではなく、「人」または「しくみ」
 - ・ 中間支援の機能を担うのは、組織とは限らず、コーディネーター人や、コミュニティカフェのような場、ネットワークなどのしくみであることもある。
 - ・ 市域や区域では、コーディネーター人のネットワークを図る、協働のノウハウを蓄積する等、基盤を整えていくことが重要。

- 民間の中間支援組織
 - ・ 市民どうしが、協働のノウハウや蓄積してきた経験を共有・継承することも大切。民間のネットワークづくりも重要。

エ 市民公益活動及び市民協働事業への支援、環境づくり（条例第2条）（第3条）（第6条）

○ 市民の自発的な活動を促進する取組が重要。多様な主体が地域の課題に向けて取り組む、「市民と市民の協働」の支援をしてほしい。

- ・ 地域のことは地域で解決するのが一番。
- ・ 地域でこんな事がやりたいという話が出てはじめて、行政が相談に乗ってくれる事が私たちにとってありがたい。（自治会町内会）
- ・ 「市民が自らの課題を解決する」ということに対する支援という視点が大切。
- ・ 公共的な取り組みを担う主体が多様になっている。今後は行政、NPOだけでなく、地縁団体や企業も巻き込み、一緒に社会的事業に取り組むことが必要。
- ・ 協働が行政の課題解決の手段から、いろいろな主体同士（地縁団体、NPO、企業、行政）の課題解決の手段になってきている。
- ・ まずは私達1人1人が水平に繋がり、想いを持った時に声を挙げ、声を挙げたときに手助けする人と繋がる。ただ、横に繋がるだけでは解決できない問題は、行政の仕組みを使い支援してもらうことも必要。
- ・ 市民同士の協働、行政と市民の協働の2つの協働の連携が必要で、分断では地域課題は解決できない。

○ 地域で活動する様々な団体が、交流、情報交換、課題を共有し、議論する機会や場が重要。多様な主体どうしの対話が大切。

- ・ 分野を超えて地域に必要なことが語れる場があることが大切。
- ・ 協働するにあたり、市・区から委嘱された協議会・委員等は縦割り。全ての委員・協議会が一同に集い、議論できる機会があれば進化するのでは。（自治会町内会）
- ・ 他区の団体や他地区団体との交流までつながる場や機会があるとよい。（自治会 町内会）
- ・ 協働はNPO個人で推し進めるのは難しいので、場を作ってほしい。（NPO法人）
- ・ 自分たちが求めている情報や資源を、持っている人や団体が分かることが大切。（NPO法人）
- ・ 「共通の課題」を見出す仕組みがあれば良い。（企業）
- ・ 行政・企業・団体・地域等、それぞれがステークホルダーのニーズと期待を抽出し、また、それぞれが提供できるものを考え示し、コーディネートする仕組みを築き、皆さんがメリットを見出せ参加できるようにしていくことが必要。（企業）

○ 課題解決に向けて、多様な主体をつなぎ、どうコーディネートしていくかが重要。

- ・ 人口減少していく中で、行政の中だけ、市民活動だけではカバーしきれないこともある。横浜の協働の資源をどうやって集めてコーディネートして社会的価値のある事業を創っていくのが重要。
- ・ 市民団体を巻き込むには強力なまとめ役が不可欠。
- ・ それぞれの目的を持って活動している団体を行政機関で積極的につなげてほしい。

- 市の職員は、市民とともに協働により課題解決に取り組む姿勢を持ち、行政内部も連携して支援に取り組んでほしい。
 - ・ 行政窓口担当者の対応の仕方での問題解決の一步が踏み出せるかが決まる。「共に悩みを解決しましょう」という姿勢があれば連帯の輪は広がる。(自治会町内会)
 - ・ 行政と協働を進めたいが、具体的にどう働きかければよいか分からない。行政が縦割りなのがその原因の一つ。(NPO法人)
 - ・
- 地域の様々な活動への、市民の理解や参加を促進する支援が大切。
 - ・ 役員だけの活動になっている。地域の方々が活動に消極的。高齢化や共働き世帯の増加のため、町内会活動に参加できる人が少なくなっている。地域での活動は高齢者ばかり。(自治会町内会)
 - ・ 自治会へ参画する人が少なくなっている。そのことを検討することも必要。
 - ・ 日頃の活動の中で「つながり」の重要性については大いに賛同するが、協働するためにはまず地域(自治会町内会)としての体力増強をはかることが先決。
 - ・ 活動が地域に知られていない。新たな活動に取り組む余裕がない。(NPO法人)
 - ・ 協働の前段階として、コミュニティをエンパワメントすることで協働の主体を増やしていくことが必要。
- 協働における「成果」を出すことが重要
 - ・ 協働自体が目的ではない。
 - ・ 協働は進化させるものではなく、そこから生まれてくる効果や成果が何かを問うべきではないか。誰の笑顔が見たいのかが協働の仕組みにおいて重要。
 - ・ 協働するもの同士での成果に対する共通理解が必要。
- 「協働」をテーマにした対話の場が必要
 - ・ 今後も意見交換会(みんなの協働フォーラム)のような場、多様な市民が集まって協働の仕組みを議論したり、考え合える場が必要。
 - ・ このような場をつくっていくことが協働を進めるための環境づくりにつながるのではないか。
- 条例や協働への理解を深める
 - ・ 市民にも行政側にもまだまだ横浜市市民協働条例や、協働についての理解が進んでいないと感じる。
 - ・ 横浜市は市民力の高い自治体として、全国でも注目されている都市だと思う。条例のことも、市民とともに考えていく姿勢を持つことが大切だと思っている。

Ⅱ 条例の施行状況の調査

3 協働事業に携わる区局担当課の意見

今後作成予定

今後作成予定

IV 課題等の整理

1 市民協働事業の提案制度（条例第10条）について

(1) 条例の趣旨

第10条 市民協働事業を行おうとする市民等は、市に対し、市民協働事業を提案することができる。

2 市長は、前項の提案が行われたときは、速やかに、当該提案を審査し、採用の可否を決定し、理由を付して提案者に通知しなければならない。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(2) 3年間の成果と課題

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例第10条に基づく提案件数 2件 <ul style="list-style-type: none"> ①「保土ヶ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道にぎわいづくり事業」 (ほどがや・人・まち・文化振興会 × 保土ヶ谷区) ②「クラウド電話を活用した災害等情報伝達強化事業」 (株式会社137 × 金沢区) ○ 市民の先駆的で柔軟な発想による地域の実情に応じた課題解決や魅力づくりにつながった。 ○ 協働事業に取り組むことにより、幅広いテーマの市民が集まり新たな連携が生まれ、地域の課題解決力・連携力が高まって、その後の活動の発展につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度の認知度が低い。 ○ 行政の提案を受ける体制が充分でない。 <ul style="list-style-type: none"> ・どこに相談すればいいのかなど支援の窓口が分からない。 ・行政内部の縦割りが弊害となって提案ができない。プランが実現しない。 ○ 市民の主体的な活動の後押しとなる提案制度の支援が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・市民どうしが連携し事業の提案にいたるプロセスの支援が必要（専門家や行政の伴走支援） ・企業が地域の課題解決に参加しやすいしくみ ・行政が取り組んでいない先駆的な課題解決にも対応できる提案制度 ○ 協働力のある市職員の育成

(3) 今後の取組の方向性

- 市民の身近になるような制度の周知
- 市民の主体的な活動の後押しとなるような伴走支援の検討
- 行政の提案を受ける体制の検討
- 市職員の人材育成

2 協働契約（条例第 12 条）、事業評価（条例第 15 条）について

(1) 条例の趣旨

第 12 条 市は、第 9 条第 1 項の選定又は第 10 条第 2 項の決定により市民協働事業を行う場合は、規則で定める軽易なものを除き、当該市民協働事業を行う市民等と市民協働事業に関する契約（以下「協働契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の協働契約には、事業目的、事業の進め方並びに役割、費用及び責任の分担その他規則で定める事項を定めるものとする。

第 15 条 市及び市民等は、当該市民協働事業の終了後（当該市民協働事業が年度を越えて継続する場合は、年度終了後）に、事業の成果、役割分担等について、相互に評価を行うものとする。

2 前項の規定により評価を行った場合には、当該評価を公表するものとする。

(2) 3 年間の成果と課題

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 協働契約件数 平成 25 年度 18 件 11 事業 平成 26 年度 47 件 14 事業 平成 27 年度 54 件 17 事業 ○ 協働契約の締結により、「市民協働事業の基本原則」が実現し、市民・行政の強みを活かした効果的な事業実施ができた。 (アンケートの結果) ○ 協働契約の締結や事業評価を介して、市民と行政のコミュニケーションが進み、より良い事業実施に繋がった。 (アンケートの結果) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民、市職員ともに協働契約への理解が充分ではない。 ○ 協働契約の締結についてのサポートが充分ではない。 ○ 事業評価において、協働事業の「成果」を示す視点が充分ではない。 ○ 「協働契約書」の充実 (市民と横浜市の多様な協働の実態に即した内容の検討)

(3) 今後の取組の方向性

- 協働契約に対する職員及び市民の理解を深める
- 契約締結に際しての支援の充実
- よりよい協働事業の実施に向けて「協働契約」や「事業評価」のしくみの充実

3 中間支援組織（条例第 12 条第 5 項、第 16 条）について

(1) 条例の趣旨

第 2 条 5 この条例において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。

(中間支援組織)

第16条 市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。

2 市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。

(2) 3年間の成果と課題

成果	課題
<p>○ 中間支援組織の育成に向けて、次の事業に、取り組みました。</p> <p>(1) 公的な中間支援組織等の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域施設間の連携促進 (区民活動支援センター、地区センター、地域ケアプラザ、コミュニティハウス等) ・ 各市区民活動支援センターネットワーク事業 <p>(2) 民間の中間支援組織等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間支援組織機能強化事業 (27年度~コミュニティカフェ) ・ 市民活動支援・相談窓口事業 (認定・指定NPO法人) ・ 市民活動コーディネート講座 (中間支援組織従事者等) 	<p>○ 市民主体の地域課題の解決に向けて、地域の「つなぎ役」としての中間支援の機能や役割は、今後もますます重要</p> <p>○ 求められている支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民活動支援センター・市民活動支援センターの機能強化 ・ 民間の中間支援組織（機能）の支援 ・ コーディネーターの育成

(3) 今後の取組の方向性

- 区民活動支援センター、市民活動支援センターの機能強化
- 民間の中間支援組織（機能）の支援
- コーディネーターの育成

4 市民公益活動及び市民協働事業への支援、環境づくり（条例第2条）（第3条）（第6条）

(1) 条例の趣旨

第2条 この条例において「市民等」とは、市民、法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。

第3条 市は、市民公益活動及び市民協働事業が円滑に行われるために、情報の提供並びに人的、物的、財政的及び制度的にできる限りの支援をしなければならない。

2 市は、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。

第6条 市民公益活動を財政的に支援するために、市に横浜市市民活動推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 市が基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

5 基金は、その設置の目的を達成するために必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(2) 3年間の成果と課題

成果	課題
<p>○ 市民公益活動及び市民協働事業への支援、環境づくりに向けて、次の事業に取り組みました。</p> <p>(1) 市民の皆様への「協働」に関する周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民利用施設への Let's 協働入門、条例周知チラシの配架 ・ つながりのまちづくりフォーラムの開催 <p>(2) 市職員への「協働」に関する周知・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市人材育成ビジョンの改訂 ・ 協働研修の開催 ・ Let's 協働入門の配布 <p>(3) 協働を進める際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方(市民協働推進委員会答申)を受けた取組の実施</p> <p>(4) 関連施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 元気な地域づくり推進事業 ・ 協働の「地域づくり大学校」事業 ・ 区役所の地域支援体制の導入 	<p>○ 市民と市民の協働の後押し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の課題を一緒に考える「協働の場」 ・ 人や組織をつなぐコーディネート役 ・ 各団体の活動の支援 <p>○ 横浜市と市民の協働につなげる後押し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案制度 ・ 協働契約 ・ 協働力のある市職員の育成 ・ 行政のタテ割をヨコにつなげる働き

(3) 今後の取組の方向性

- 市民と市民の協働の後押し、横浜市と市民の協働につなげる後押しを連携していく
- 市民局が協働の結節点に

今後作成予定